$$+\sum_{n=12}^{令3}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=15}^{令3}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=29}^{令3}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=令3}^{令3}(AX_n \times AY_n) \sum_{n=14}^{28}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=14}^{28}(BB_n \times BC_n) + \sum_{n=18}^{22}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=21}^{28}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=21}^{23}(BH_n \times BI_n) + \sum_{n=18}^{令3}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=20}^{令3}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=28}^{29}(BN_n \times BO_n) + \sum_{n=28}^{29}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=30}^{令3}(BR_n \times BS_n) + \sum_{n=30}^{令3}(BT_n \times BU_n) + BV_{令2} \times BW_{令2} + BX \times 0.6 + BY$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）附則第6条第1項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表

$$\sum_{n=12}^{令2}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=15}^{令2}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=29}^{28}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=13}^{28}(AX_n + AY_n) + \sum_{n=14}^{22}(AZ_n \times BA_n) + \sum_{n=18}^{28}(BB_n \times BC_n) + \sum_{n=21}^{23}(BD_n \times BE_n) + \sum_{n=21}^{令2}(BF_n \times BG_n) + \sum_{n=18}^{令2}(BH_n \times BI_n) + \sum_{n=20}^{29}(BJ_n \times BK_n) + \sum_{n=28}^{29}(BL_n \times BM_n) + \sum_{n=28}^{令2}(BN_n \times BO_n) + \sum_{n=30}^{令2}(BP_n \times BQ_n) + \sum_{n=30}^{令2}(BR_n \times BS_n) + BT \times 0.6 + BU$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第35号）附則第3条第1項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）附則第4条第1項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第18条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第6条第1項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第17条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）附則第6条第1項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第7条第1項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この号及び次号において同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該小学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表